

誓 約 書

- 1 学童クラブの活動に伴う指導員の指示には必ず従います。
- 2 児童の送迎は、保護者の責任とし、送迎時の事故は保護者の責任において処理します。
- 3 学童クラブの閉所時間までには、必ず迎えに行きます。
- 4 学童クラブがかける傷害保険に加入し、補償は当該傷害保険適用内とします。
- 5 許可なく学校外に出た時又は、無断で帰宅した場合に発生した事故は、保護者の責任において処理します。

児童名 _____

上記の事項を守り学童クラブの運営に協力いたします。

令和 年 月 日

保護者 住 所

氏 名

Ⓜ

大任町長 永原 譲二 様